

一般的な「寄付、遺贈」のお考えをお持ちの方がいらっしゃる、後見活動の中で気づくことがあると聞きます。一方、会員の皆さんが当会への寄付についてどのように声掛けしたらよいか悩んでいると聞きます。そこで今回、「寄付、遺贈チラシ」を作成するとともに、「寄付金等取扱規程」を制定しました。 常務理事 経営企画室長 西沢芳樹

法人市民後見人には克服すべき課題が3つあり、その第1は事業の継続性という課題です。そして、第2に倫理という課題、第3に良質な担い手の育成という課題があります。特に今年度は、補助金・助成金頼みの事業運営から脱却し、経営の安定と自立体制を確立することが求められ、そのための第1の重点施策に「寄付金などが受けられるような公益性・公共性の高い団体をめざす」とし、寄付金の受け皿としての「ひまわり基金」「冠基金」の検討と、使途の透明性に十分注意するとしました。それを受けて、このための規程の制定とチラシの作成を行いました。

【寄付金等取扱規程】

寄付、遺贈を行いたい方のご希望に対応して、①匿名または冠(名前付)のご希望、②使途特定ご希望の有無に応じて、「一般寄付金」と「特定寄付金」に分けて受け入れます。「特定寄付金」は使途が特定されている寄付金ですが、50万円以上の寄付金の場合は「ひまわり基金B」として管理し、冠(名前付)も可能です。また使途特定が無いが50万円以上の寄付金で冠(名前付)を希望の場合は、「ひまわり基金A」として管理します。

以下は整理した一覧表です。

寄付金名称の分類	使途希望あり		使途希望なし	
	50万円以上	50万円未満	50万円以上	50万円未満
冠(名前付)希望	ひまわり基金B	一般寄付金	ひまわり基金A	一般寄付金
匿名希望	ひまわり基金B	一般寄付金	一般寄付金	一般寄付金
希望なし(匿名取扱)	ひまわり基金B	一般寄付金	一般寄付金	一般寄付金

その他、受入基準(寄付金を辞退する場合等)、受領書等の送付、情報公開、個人情報保護等の規程があります。施行は平成30年11月1日としています。

今後、寄付者のご希望に応じた形で寄付、遺贈を受けることができるようになりました。

【寄付、遺贈チラシ】

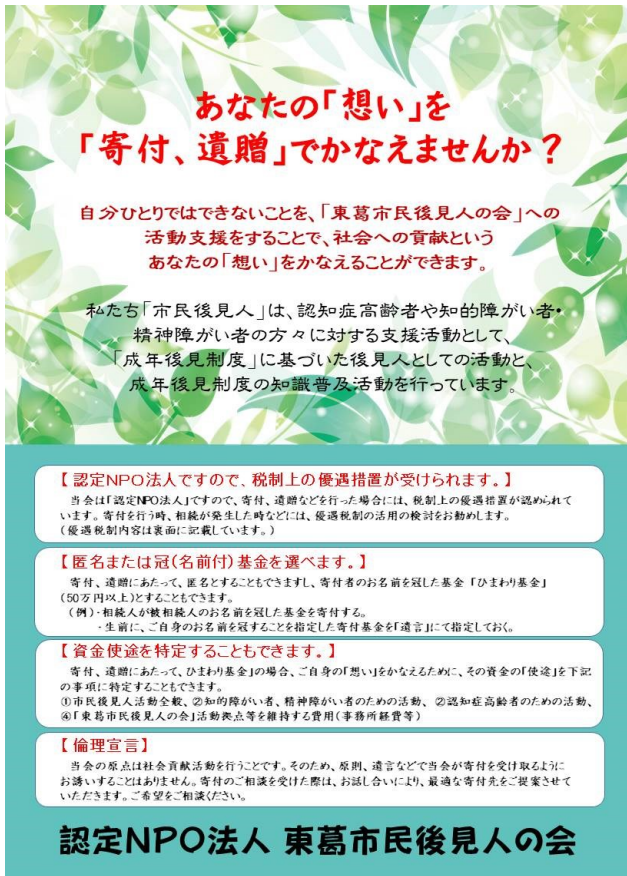
一般的な「寄付、遺贈」のお考えをお持ちの方に本チラシをお渡しすることで、担当者が直接説明しなくとも、当会への寄付、遺贈の場合の税金上のメリット、冠(名前付)寄付金とすることが可能なこと、資金使途の特定が可能なこと等を、ご理解いただけます。

(キャッチフレーズ)

あなたの「想い」を「寄付、遺贈」でかなえませんか？

(訴求ポイント) …詳細説明はチラシを確認してください。

- ① 認定NPO法人ですので、税制上の優遇措置が受けられます。
- ② 匿名または冠(名前付き)基金を選べます。
- ③ 資金使途を特定することもできます。
- ④ 倫理宣言



あなたの「想い」を「寄付、遺贈」でかなえませんか？

自分ひとりではできないことを、「東葛市民後見人の会」への活動支援をすることで、社会への貢献というあなたの「想い」をかなえることができます。

私たち「市民後見人」は、認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者の方々に対する支援活動として、「成年後見制度」に基づいた後見人としての活動と、成年後見制度の知識普及活動を行っています。

【認定NPO法人ですので、税制上の優遇措置が受けられます。】
当会は「認定NPO法人」ですので、寄付、遺贈などを行った場合には、税制上の優遇措置が認められています。寄付を行う時、相続が発生した時には、優遇税制の活用をお勧めします。(優遇税制内容は裏面に記載しています。)

【匿名または冠(名前付)基金を選べます。】
寄付、遺贈にあたって、匿名とすることもできますし、寄付者のお名前を冠した基金「ひまわり基金」(50万円以上)とすることもできます。
(例)・相続人が被相続人のお名前を冠した基金を寄付する。
・生前に、ご自身のお名前を冠することを指定した寄付基金を「遺言」にて指定しておく。

【資金使途を特定することもできます。】
寄付、遺贈にあたって、ひまわり基金の場合、ご自身の「想い」をかなえるために、その資金の「使途」を下記の事項に特定することもできます。
①市民後見人活動全般、②知的障がい者、精神障がい者のための活動、③認知症高齢者のための活動、④「東葛市民後見人の会」活動拠点等を維持する費用(事務所経費等)

【倫理宣言】
当会の原点は社会貢献活動を行うことです。そのため、原則、遺言などで当会が寄付を受け取るようにお誘いすることはありません。寄付のご相談を受けた際は、お話し合いにより、最適な寄付先をご提案させていただきます。ご希望をご相談ください。

認定NPO法人 東葛市民後見人の会

【認定NPO法人に寄付した場合の税制優遇措置】

- 1、個人が寄付をした場合
確定申告により、税額控除又は所得控除(住民税では所得控除はありません)のいずれかを選択して、税金の還付を受けられます。
(所得税)
① 税額控除…(寄付金額×1)÷2000円×40%＝寄付金税額控除額(※)
(※) 寄付金額は、総所得金額等の40%相当額が限度です。
(※2) 寄付金税額控除額4、所得控除の25%相当額が限度です。
② 所得控除…寄付金額(※1)÷2000円＝寄付金所得控除額
(※1) 寄付金額は、総所得金額等の40%相当額が限度です。
(住民税)
① 税額控除…(寄付金額×1)÷2000円×10%＝寄付金税額控除額
(※) お住まいの市町村により相違があります。
(※2) 寄付金額は、総所得金額等の30%相当額が限度です。
- 2、個人が遺贈(遺言により贈与先を指定する)により寄付をした場合
その寄付した財産の額4、全部の課税対象財産から除かれます。つまり非課税になります。
- 3、相続又は遺贈により財産を取得した個人が、相続税の申告期限までに、その財産を寄付した場合
その寄付した財産の額4、その個人の相続税の課税対象から除かれます。つまり非課税になります。
- 4、法人が寄付をした場合
(特別損金算入限度額)が一般損金算入限度額より4割増しで認められます。
特別損金算入限度額＝(期末資本金等の額×0.375%＋所得金額(※1)×6.25%)×1/2
(※1)所得金額＝当期純利益に税務調整額(プラス)寄付金額

【認定NPO法人 東葛市民後見人の会 概要】

設立：NPO法人：平成23年2月15日、認定NPO法人の認定：平成25年3月3日
理事長：星野征明
支部：我孫子、柏、流山、野田、松戸(千葉県裁判所松戸支部管轄の東葛6市)
会員数：216名(正会員132名、賛助会員86名・30/3名現在)
(当会の目的)
認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々及びご家族、関係機関や地域の市民に対して、市民による成年後見制度に関する事業を行い、地域の市民が正しいに支えあう新しいネットワーク(後見の社会化)を地域に構築し、地域の福祉に寄与することを目的とします。(定款第3条)
(主な活動)
・法人後見(法人市民後見人)の受任、成年後見の申立て支援
・成年後見制度の普及啓発活動…講習会・講演会、セミナー、「先後の安心講座」開催
・市民後見人の養成…市民後見人養成講座の開催、専門業務研修の実施
・成年後見無料相談の実施

【お問い合わせ先】
認定NPO法人 東葛市民後見人の会
〒270-1132 千葉県我孫子市湖北台4-5-20 電話・FAX：04-7187-5657
Email：t-shima@kakens.org URL：http://t-shima-kakens.org

本チラシを関係者の方々にお渡しして、少しでも関心を示されたら、そのままにせず、支部長等にご相談ください。

【本部事務所が移転します】

かねてからの念願である新しい本部事務所の賃借契約を10月1日に行いました。現在、事務所内の整備、収蔵物の移動収納・整理、常駐管理者の確保等の準備を進めています。本格稼働は12月1日を予定していますので気軽にお立ち寄りください。電話番号等確定後、会員の皆様にご案内します。

(新事務所の住所) ☎270-1151 我孫子市本町3-2-1 アビイマンション7階 718号室
(我孫子駅南口のイトーヨーカドー入居ビルの高層階)